

臨床における倫理的課題への対応方針

1. 医療・ケアの決定について

医療・ケアに関する様々なことを決定していくときは、以下のガイドラインに従って進めます。

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」

医師等の医療従事者が適切な情報の提供と説明を行い、患者さんが多職種から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを持ったうえで、患者さんによる意思決定を基本とします。患者さんの意思の確認ができない場合でも、可能な限り患者さんの参加を求めるとともに、上記ガイドラインに従って、家族等の患者さんにとって大切な人とともに、患者さんの推定される意思及び選好を尊重し、患者さんにとって最善の方針を医療・ケアチームとともに決定していきます。

2. 終末期医療について

終末期の医療・ケアについては、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に示すガイドラインに従い、患者さん・ご家族等と相談の上、患者さんの意思及び選好に基づいた医療を行います。また、可能な限り、痛みやその他の不快な症状を緩和し、精神的・社会的支援も含めた総合的な医療・ケアを行います。

3. 身体行動の制限（身体拘束）について

当院が定める「身体拘束（抑制）に関する病院の姿勢とその適応」および「身体拘束ゼロへの手引き」等に従います。治療上やむを得ない場合の身体行動の制限は、医師の指示のもと、「身体拘束の（※）三原則（切迫性・非代替性・一時性）」に基づき多職種で適応を検討し、患者さんへ最大限の配慮を行いながら、最も制限のない方法・最短期間で慎重に行います。

（※三原則について）

- ・切迫性：身体行動制限を行わない場合、患者さんの生命または身体が危機にさらされる可能性が高いこと
- ・非代替性：身体行動制限以外に患者さんの安全を確保する方法がないこと
- ・一時性：身体行動制限は一時的なものであるということ

4. 虐待について

患者さんへの身体的、心理的、性的、経済的、放棄・放任などの虐待が疑われた場合には、当院が定める「虐待対応基準」に従います。

5. 輸血拒否について

当院では、命の危険がある場合に輸血を行わない絶対的無輸血による医療行為は行いません。当院はがん専門病院であり、治療や検査を受ける患者さんは医療上やむを得ず輸血

が必要になる可能性があります。患者さんの意思を尊重しつつ、患者さんの生命及び身体の安全を第一に考え、医学的に必要な場合には輸血等の医療行為を実施する相対的無輸血の方針です。

6. 遺伝学的検査、診療について

遺伝学的検査、診療については、遺伝情報の特性に十分留意し、配慮した上で、適切かつ効果的に実施することが必要であり、「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」等関連する法令、ガイドライン等に従って行います。

7. がん・生殖医療について

がん治療を最優先にすることを前提として、希望をもってがん治療等に取り組めるように、患者さんが子供をもち、育てることを支援します。

「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」等に従って、多職種で支援を行います。

8. 臨床研究実施について

当院では新しいがん医療の創出に向けて多数の臨床研究を実施しています。すべての臨床研究を実施する際は、関係する国の法令、ガイドライン等を遵守し、「国立がん研究センター東病院における臨床研究実施方針」に従い外部委員を含む倫理審査委員会で審議します。

9. その他の倫理的課題について

診療において倫理的課題が発生した場合は、当院が定める「臨床における倫理的課題発生時の対応フロー」に従い、適切な検討を行います。

<ガイドライン等の策定・改定情報>

- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省 H30.3 改）
- ・障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 H29.3.31 障発 0331 第 15 号）
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（厚生労働省 H30.6）
- ・身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（厚生労働科学特別研究事業 R1.5）
- ・身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」H13.3）
- ・医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン（日本医学会 R4.3 改）
- ・小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン（日本癌治療学会 2017 年版）

附 則

（施行期日）

この要領は、令和 5 年 1 0 月 1 日より施行する。